

保護者 殿

令和 年 月 日
富山県立魚津工業高等学校

学校で予防すべき感染症による出席停止について

医師の診察により下記の感染症の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。

感染のおそれがなくなり、主治医より登校の許可が出ましたら、下記の用紙に証明していただき、登校する日に学校へ提出をお願いします。

なお、インフルエンザについては、医師の記載による登校許可証は不要です。別様式「インフルエンザ治癒報告書」を保護者の方で記入の上、学校へ提出をお願いします。

<学校において予防すべき感染症>

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

【第2種】

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふく)、風疹、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

【第3種】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

キリトリせん

学校で予防すべき感染症の発生に伴う療養後の登校許可証明書

富山県立魚津工業高等学校

年 科 番 氏名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 ()

上記の疾病で療養中であつたが、他に感染するおそれがなく、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名